

行政調査新聞社
〒350-1103 埼玉県川越市霞ヶ関東三丁目八番地十三
TEL 049(237)5431 FAX 049(237)5432
http://www.gyouseinews.com/
東和銀行霞ヶ関支店 普通口座 3009607
ギョウセイチョウサシンブンシャ(行政調査新聞社)
社主 松本州弘
毎月一回 22日発行
一般購読費.....1ヶ月 1万2千円
賛助購読費.....1ヶ月 3万円
賛助会員購読費.....1ヶ月 6万円
特別購読費.....1ヶ月 12万円

行政調査新聞

平成21年(2009年)

9月号

行政調査新聞は、地域住民の権利を擁護し、行政と公共機関の横暴に対して断固たるメスを振るう新聞です。

緊急報告!

東松山駅東口
周辺開発事業

積水化学工業株と 市都市整備部・総務部の異常すぎる「癒着」

誰も見抜けなかったデタラメ計画・利益供与のカラクリを「一挙に暴露」
巧妙に仕組まれた「犯罪行為」・官民癒着の実態を許すな!

まず結論から言おう。東松山市は積水化学工業株に対し、「ハイムグランデ東松山」の建設を直ちにストップし、同時に入居者募集も中止させなければならぬ。そして駅周辺整備計画事業をいったん白紙撤回し、同社に損害賠償を請求しなければならぬ。

今年、本紙はこの駅周辺整備計画事業をめぐる、積水と東松山市都市整備部・総務部が画策した、整備計画事業の恐ろげべき真相を白日の下にさらす。東松山市民、そして市議会議員諸氏必読のレポートだ。

駅周辺整備計画事業「の驚くべき真相! はっきり言おう。これは積水と東松山市都市整備部・総務部による「犯罪」そのものだ!

読者も東松山駅周辺整備計画事業をご存じだろうか。A(マンション棟)・B(ホテル・商業施設予定地)2つの「街区」をワンセット、等価交換方式で開発する公共事業である。だがさる7月、受注者である積水化学工業株(以下、積水)が「B街区の事業継続はできない」と市に泣きついたことにより、B街区は手つかずのまま、現在A街区のみが進められている。そう、マンション「ハイムグランデ東松山」建設だ。

しかしA街区単独の事業継続は、積水の契約違反に他ならない。A・B街区ワンセットで受注した公共事業なのだから「B街区はできません」では済まないからだ。だが驚いたことに現在、東松山市はこの違反を黙認している。問題は市議会(12月

議会)で単独継続の承認が得られるかどうかにかかっているのだが、いま新たな問題が浮上しつつある。市都市整備部によれば、積水は再提案も検討している、という。積水側は、いったん「できません」と市に申し入れたB街区を、「もう一度やらせてほしい」と市に打診している、というのだ。計画通り積水がA・B街区を開発したら、どうなるか。「計画は元通りに進む。よかったではないか」などと喜んでいる場合ではない。積水による「A・B街区ワンセット開発」完了のあかつきには、市有地(市民資産)はほぼすべて積水に食い尽くされ、「4億円という法外な価格の立体駐車場」だけが残るのだ!

また、駅からハイムグランデ東松山に直結する「市負担による3億2千万円のペDESTリアデッキ」は、この整備計画の問題点としてしばしば指摘されている。だが、この計画事業の犯罪性はそれだけではない。

ハイムグランデ東松山をめぐると、「1391.80㎡(約2億4千万円)と337.65㎡(約1億円)の等価交換」と聞いて、読者諸氏は何を想像するだろうか。むろん、等価であるわけがない。こんな取引をすれば、1億4千万円の損害が生じるのは小学生でもわかる。ではその損害は誰が被るのか……東松山市、つまりは東松山市民である。

駅周辺整備計画事業積水化学株がB街区開発を放棄! A街区だけに「税金によるデッキ」つきマンションをせせと建築中! 東松山市をナメきった積水は、公共事業を何だと思っているのか?

平成17年度より始まった東松山駅東口駅前広場整備事業は2区画に分かれている。「ハイムグランデ東松山」が建設されている「A街区」(約2290㎡)と、駅に隣接する東武バス車庫跡(約3200㎡)を、東松山市が東武鉄道株から買い上げた「B街区」である。

平成18年5月、市はA・B街区の開発業者を公募するための提案競技会を開催。積水のほか伊田テクノス株、株ピアアンドデイコンサルティングが参加した。このとき積水と伊田テクノスとともに土地の等価交換方式による事業(伊田は「買い取りも可能」)を提案し、積水に決

まらうか。むろん、等価であるわけがない。こんな取引をすれば、1億4千万円の損害が生じるのは小学生でもわかる。ではその損害は誰が被るのか……東松山市、つまりは東松山市民である。

カラクリであり、隠された真実である。今年9月現在、積水はいったん中止したB街区開発を「もういちどやらせてほしい」と、市に再提案を検討している。後述するB街区の「カラクリ」とは、決して「過去形の話」ではないのだ。

そして、いつしか駅前から消えた「ギャラリ東松山」跡地の真相。市はここでも積水に、異常ともいえる利益供与を行った。その結果、市総務部は現在この問題の後処理に頭を抱えている。積水との濃厚な癒着が市民に発覚しないよう、どう処理すべきかに腐心している。

「B街区の事業中断に対するペナルティは何も考えていません」「12月議会で承認されない場合についても考えていません」(東松山市)

常識で考えるなら、B街区の事業継続が不可能となった時点で、積水による駅前整備事業は中止。白紙撤回されるべきである。そして市は積水に対し損害賠償を請求すべきである。積水は「A・B街区ワンセットの開発計画」という公共事業を、等価交換方式で受注したからだ。A街区には「ハイムグランデ

今年9月現在、積水はいったん中止したB街区開発を「もういちどやらせてほしい」と、市に再提案を検討している。後述するB街区の「カラクリ」とは、決して「過去形の話」ではないのだ。

東松山」のほか、市の行政施設等の入居が予定されている。東松山市は、駅から同マンションへのペDESTリアンデッキについて「駅からA街区2階部の行政施設までの、市道の上に造られるものであるため、市が負担する」と説明する。しかし実際には、デッキからA街区2階部の通路、そしてマンションのエ

受注業者として決定した、ということだ。ところが、積水が「B街区の事業継続は経済的に厳しい」と市に泣きついたため、B街区開発計画は頓挫。積水はB街区にホテル建設を計画していた。だが建設したホテルを売却する予定だったファンド会社(市によれば「国内ファンド」)が買い取りを渋ったため、資金難に陥り事業継続ができなかった、というのが積水側の言い訳である。

だが、いま積水は「もう一度B街区を再提案させてほしい」と、市に打診している。一度放棄したにも関わらず、ふたたび事業継続の打診……。B街区はそれほど、積水にとって「旨み」のある事業なのだ。

「ペDESTリアンデッキの市負担は「市道上だから」

その「旨みの真相」を解く前に、現在の状況を見てみよう。「A・B街区ワンセット開発」だったはずの計画が、なぜかA街区オンリーで進行しているのはご存じの通り。誰が、いつこのような「片手落ち」を許したのか。この契約違反と言わなければならない。まずは市に聞いてみた。

レベーターまではシームレスに接続している。誰が見たって「駅直結の便利なマンション」なのだ。現に積水自身がマンション購入検討者への通知等で「ペDESTリアンデッキで直結する付加価値の高いマンション」と、自慢げに謳っている。

そして驚いたことに、B街区

の開発を中止した積水側にとどの
ようなペナルティを考えている
のか、と市に問うと、「何も考
えていません」と平然と回答し
たのである。

東松山駅周辺整備事業は国の
交付金（都市再生特別措置法
第46条による「まちづくり交付
金」）により施行されている公
共事業。積水が「できるはず
だったホテルを売ろうとしたの
ですが、買い手がつかないから
中止します」というのは契約違
反。「はい、そうですか」と許
されるものではない。

そもそも市議会はA街区オン
リーの開発進行を了解している
のか、と問うと「それに関し

等価であるわけがない！

1391平米と338平米の「デタラメ等価交換」 A街区で市側に生じるのは、約1億4千万円の「赤字」！

繰り返すが駅周辺整備計画事
業は、積水がB街区開発を中断
した時点で白紙撤回し、同社に
損害賠償を請求すべきものだ。
A街区オンリーの開発継続（マ
ンション建設 など、少なくとも
も来る12月議会で承認されるま
では中断されるべきなのだ。事
実、マンション直結デッキの工
事を担当している業者（島村工
業）は市に対し「工事を一時中
断しましょうか」と提案してい
るほどである。だが市側は「計
画変更の予定はない。白紙撤回
の必要も考えていない」（都市
整備部コメント）と、島村工業
に対しデッキ工事の継続を要請
したのだ。

ところで、この「駅周辺整備
計画事業」全体に隠された、市
の積水への利益供与のカラクリ
を読み解くために、まずは話を

ては12月議会に諮る予定です。
あくまでも予定ですが」と回
答。「では12月議会で承認を得
られなければどうするのか。マ
ンション建設は来年春の完成を
目処に着々と進んではいないが
議会承認が得られなかった場
合、計画全体を白紙撤回できる
のか」と重ねて質問すると「そ
のことについては考えていませ
ん」……。

考えていません、とはどうい
うことか。A街区は現在、市有
地である。市と積水との間で等
価交換が成立するのは、あくま
でハイムグランデ東松山が完工
し建築確認を済ませてからのこ
と（市側回答）。積水は7月に「B

A街区に限定してみよう。
「等価交換方式」とは、具体的
に何なのか。

A・B両街区合わせた土地の
価格は、昨年9月議会における
市側・金子守総務部長の答弁で
は8億1千90万円。そのうち
A街区の面積は1391.80
㎡であり、土地の資産評価は約
2億4千万円である。

A街区における等価交換とは、
「現在の市有地と、完工後の建
築物の床面積との土地交換」で
ある。

ハイムグランデ東松山に関し、
市側の「交換資産」の最大金額
は、地権者階の床面積の合計
となる。この最大金額から地権
者優先でそれぞれの面積（金額）
を割り振りし、残りが市の資産
となる。地権者は約10名であり、
各地権者に対する売却交換金額

街区はできません」と勝手な都
合で中断を申し入れながら、そ
の一方で同月、市有地に建てて
いるマンションの入居者を募集
しているのだ。契約変更の議会
承認さえ経ないままに、である。
東松山市と積水の関係は、と
ても「公共事業の発注者と受注
者」の関係とは思えない。本紙
は駅周辺整備計画事業の経緯と
背景について、一から洗い直し
た。その結果浮上したのは、ま
るで「東松山市は積水に弱みで
も握られているのではないか」
と疑わざるを得ない、常識では
考えられない両者の癒着、積水
に対する東松山市の「利益供与
の実態」であった……。

は、市に対する金額の約5倍が
相場という。

ハイムグランデ東松山は13階
の建築物だが、A街区のもとも
との各地権者に割り振られるの
は、行政施設を含む1・2階部
分と、居住層（3～13階）部分
に約2階分、存在する「地権者
用フロア」の合計面積だ。

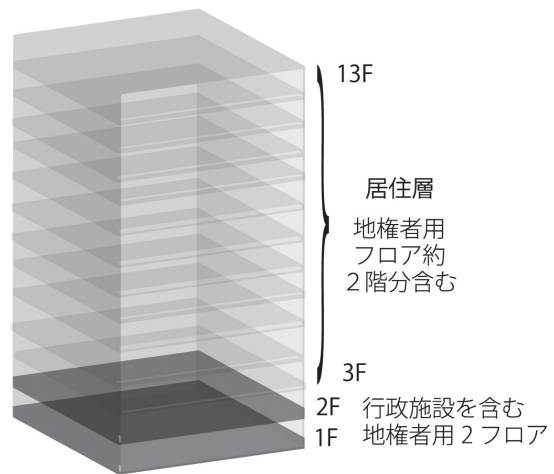
すると、実際にハイムグラン
デ東松山から得られる地権者階
の床面積は、約4フロア面積分
＝337.65㎡。資産評価は
約1億である。しかし、もとも
とのA街区の地価が2億4千万
円だったことからすれば、これ
では約1億4千万円の赤字が出
ることになる。結果的にA街区
1391.80㎡と、ハイムグ
ランデ東松山の地権者階床面積
の合計337.65㎡を「等価
交換」することになるのだから、

約1億4千万円の赤字がでるの
は当然だ。

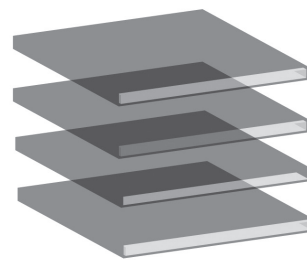
A街区・ハイムグランデ東松山をめぐる 市が画策した、1391.80m²（約2億4千万円）と337.65m²（約1億円）の 「デタラメ等価交換」の実態！

ハイムグランデ東松山は13階の建築物。
行政施設を含む地権者用の1～2階と、さらに
居住層（3階～13階）部分にも地権者用フロア
があるため、A街区のもともとの各地権者に割り
振られる「地権者用階」は約4フロア面積分。
つまりハイムグランデ東松山に関し、市側の
「交換資産」の最大金額は、地権者用階である
約4フロア面積分の床面積の合計となる。

ハイムグランデ東松山



地権者用階（約4フロア面積分）



地権者階床面積の合計＝337.65m²
（資産評価約1億円）



A街区の土地＝1391.80m²
（資産評価約2億4千万円）

A街区における等価交換とは、「現在の市有地と、完工後の建築物の床面積との土地交換」
つまり1391.80m²と337.65m²を「等価交換」することになるのだ！
ここで市側に生じるのは約1億4千万円の赤字。
この赤字のうち1億円分を、市都市整備部はB街区で「なかったこと」にしようとした……。

「B街区Ⅰ」（商業用地）と「B街区Ⅱ」（市運営駐車場） 「B街区Ⅰ」（地価約4億円）だけを積水に売却すべき 「B街区Ⅱ」を売る必要など、本来どこにもない！

その「赤字帳消しのカラクリ」とは、信じがたいものであ

る。それは決してB街区で積水
から「約1億円分を取り戻しA

街区に補填する」ことではない。
誤解のないよう注意されたいの

だが、あくまでもA街区で赤字
が出た、という事実そのものを
「なかったことにする」カラクリ
なのだ。

たとえば、AとB、2名の少
年がいると仮定してほしい。A・
Bはそれぞれ、親に買ってもら
ったオモチャのコレクション、

約1億4千万円の赤字がでるの
は当然だ。

実は、このA街区で生じた
「1億4千万円の赤字」のうち

1億円分を、東松山市都市整備
部はB街区で「なかったこと」

にするため、市民騙しのカラクリ
を仕込んでいたのだ。

1万円分の等価交換を約束し実行。結果としてAに千円の損失が出たとする。もしAが、自分の親に「千円分損しちゃった」と正直に言えば、激怒されるに決まっている。「この馬鹿息子が！こんな取引で、千円も損するなんて！」……。

何としてもそれは避けたい。Aは損失を「なかったこと」にしたい。ではどうするか。普通なら、AはBから千円を、必死に取り返そうとするだろう。あたりまえの話だ。間違ってもAが自分のコレクションの価値を下げ、「実は僕のコレクションは、全部で9千円の価値しかない。すべてで9千円の価値しかない。それではAはBに千円の金銭的な損を被せられたあげく、もともとの自分のコレクション総額を千円下げること、コレクション全体の評価までも下げる、というマイナスも生じてしまう。

普通なら、こんなことするはずがない。だが東松山市都市整備部は、これをやるようになったのである。

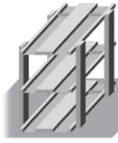
市と積水が交わした「東松山駅東口周辺開発に関する基本協定書」は、B街区を「B街区・I」、「B街区・II」と2分している。簡単に言えば「B街区・I」は商業用地、「B街区・II」は市運営の駐車・駐輪場用途、というわけである。

先述の通り、B街区はもともと東武バス車庫の跡地である。2年前、市は東武鉄道からこの土地を安価に購入した。1坪あたり45万円である。

B街区開発をめぐる積水との契約の際、「果たしてB街区を（2分せずに）一括で積水側に売却してもいいのだろうか」と

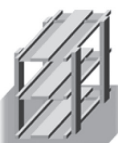
B街区・約6億円一括売却による 東松山市都市整備部 → 積水への「利益供与」のカラクリ！

本来のB街区開発計画があるべき形

<p>B街区 - I</p> <p>ホテル・商業施設予定地 (民間運営)</p> <p>資産評価 = 約4億円</p> <p>(駅に隣接)</p>	<p>B街区 - II</p> <p>市運営の駐車・駐輪場</p> 
--	---

本来、こうした開発計画を予定しているのであれば、B街区 - I のみ民間に売却すればいい。駅により近い商用地である「B街区 - I」単独の土地評価は約4億円。この資金で「B街区 - II」に駐車場をつくれば、「B街区 - II」は市有地のままその上に市運営の駐輪・駐車を建設することができる。

だが、積水との実際の契約は……

<p>積水に一括約6億円で売却 (予定)</p> <p>B街区 - I</p> <p>ホテル・商業施設予定地 (民間運営)</p>	<p>B街区 - II</p> <p>市運営の駐車・駐輪場</p> 
--	---

この結果、市に残るのは立体駐車場だけ！

つまり市は、

- * 4億円の価値のある「B街区 - I」を、3億円で積水に売却 (マイナス1億円)
- * さらに売る必要のない「B街区 - II」をも、3億円で積水に売却

ここで生じた「マイナス1億円」で、A・B街区全体の土地の評価を1億円低くしA街区での損失を「なかったこと」にしようとしたのである。

その結果、市に残るのは、「売る必要のない土地を3億円で売り、なおかつ1億円のマイナス分までを投じて」建設する「約4億円の立体駐車場」だけなのだ！

しかも駐車場建設まで、工事は一貫して積水が担当することになる。

これが東松山市都市整備部による、積水への利益供与のカラクリ。東松山市議らは「なぜB街区 - I (商業地部分) だけを積水に売却しなかったのか」を市に問い「市都市整備部 + 積水」による、市民資産の詐取計画ともいえるこの犯罪行為を徹底的に追及しなければならない！

いう議論が市役所内で交わされたという。2分されたB街区のうち、駅に近いほう (B街区・I) がより資産価値が上がるのではないか、という予想があったからだ。

「B街区・I」単独の土地価格評価は約4億円である。だが市は「約6億円でB街区・I・II一括売却」を決定した。これは積水側にとって非常に有利な決定だった。一括にすれば商業地・駐輪場を、建設工事の段階から積水が一手に引き受けることに

なり、入札の必要がなくなるからだ。

それだけではない。「約6億円での一括売却」は、東松山市側にとっても実に好都合なのだ。先に述べた「A街区・1億円マイナス」という事実の隠蔽に

「B街区・I」の用途は民間商用地。「B街区・II」は市が建設し運営する駐車・駐輪場……。こうした目的ならば普通、「B街区・I」だけを民間に売却、「B街区・II」を市有地のままとし

「B街区・I」の売却資金で駐車・駐輪場をつくれればいい。I・IIを一括して民間に売却する必要など、どこにもないからだ。

先に述べたとおり、駅により

り近い商用地である「B街区・I」単独の土地評価は約4億円。この資金で「B街区・II」に駐車場をつくれれば、充分まかなえるどころか、おつりが来るほどだ。

どだ。そうすればもちろん「B街区・II」の土地そのものも資産として市の手元に残る。誰が考えても、これが真つ当なやり方だ。

A街区の赤字1億円分を「なかったこと」にする 「B街区6億円一括売却」に隠されたカラクリ！ 残るのは「積水の土地」の上に建つ、法外な4億円の駐車場！

とで、B街区全体の価値を1億円下げてしまったのだ。

B街区の価値が1億円下がれば、それはつまり「A・B街区ワンセット」の価格が1億円下がったことと同じである。整備計画区域全体の価格を1億円下げることで、A街区の赤字1億4千万のうち、1億円分に関して「赤字が存在しなかった」ことにしよう、と画策したのである。

重要なことなので繰り返す。東松山市は、積水との「データ等価交換」によって生じた「A街区1億4千万円の赤字のうち、1億4千万円を隠蔽するため、B街区全体を一括で積水に1億円安く売却。これにより「A・B街区全体の土地資産評価」を1億円下げ、A街区で赤字が出たという事実を自己を「なかったこと」にしようとしたのだ。

「B街区・I」のみの売却、という至極当然の方法を市が取らなかった理由は、まさにここにある。では、B街区「6億円の一括売却」で市が最終的に得るものは何だったのか。考えていただきたい。

※「B街区・I」：実際の価値4億円相当を3億円で売却。マイナス1億円。

※「B街区・II」：売る必要のない土地を3億円で売却。ここに積水による駐車・駐輪場が建設され、市がこれを運営。

……つまり、市は「B街区・II」という「積水の土地」の上に4億円もの法外な資産を投じ、鉄骨と鉄板を敷いただけの安っぽい駐車・駐輪場を建設するのと、同じことではないか！

「市の資産」とは、いうまでもなく東松山市民の税金である。

B街区を実際の価格より1億円安くし、A・B街区全体の評価を1億円下げること、市は「A街区で損はしていない」という理屈。市有地の価格をさげること、損失を「なかったこと」にしようとする意図……。

「ギャラリー東松山」閉館・移転の真相！

「B街区計画頓挫」で進退きわまつた

「東松山市総務部十積水」が画策した「新たなマンション」の思惑！

市は直ちに積水側に「ギャラリー跡地」返還を要求せよ！

東松山市民に長く親しまれてきた「ギャラリー東松山」。長らく市民芸術家らの作品発表の場として活用されてきたのだが、平成19年にその幕を閉じた。同ギャラリーのウェブサイトに閉館の理由を「東松山駅東口周辺整備事業の進捗に関連いたしました……」と記している。だがこのギャラリーが所在していたのは整備事業と直接関係のあるA・B街区ではない。では、なぜ「ギャラリー東松山」が閉鎖に追い込まれたのか。そしてなぜ現在、その場所に水戸証券東松山支店の仮営業所と、積水のハイムグランデ東松山モデルルームが陣取っているのか？

水戸証券東松山支店も、もともとA街区を構成する地権者の1名であった。東口整備事業がスタートすると、同社は市との土地等価交換に応じる参加者として「条件付き」で名乗りを上げた。

同社は営業所面積などの問題から、整備事業完了後には新営業所をB街区に移転せざるを得なくなる。整備事業が終わるB街区に移転するまでのあいだの仮営業所用に、駅前一等地の「1階部分」を市が代替地として確保すること……。これが水戸証券側の「条件」であった。

市は代替地候補を探し、「ギャラリー東松山」の場所が水戸証券東松山支店の仮営業所として最適である」との結論に達したのである。

水戸証券側による土地等価交換への参加表明と、自ら絞り込んだ代替地候補に思わずニヤリとしたのが東松山市。そして積水であった。というのも、積水はこの「ギャラリー東松山」跡地をもまた、新マンション計画のターゲットとして狙っていたからである。

税金を生まない「駅前一等地の市民施設」は、市にとってお荷物だったのだらう。だがギャラリーを移転させ何らかの商業施設を入れるためには、2つのハードルがあった。一つはギャラリーの移転場所。もう一つは跡地に対する入札業務である。

水戸証券営業所の代替地候補としてギャラリー跡地が浮上すると、「ギャラリーの跡地にもゆくゆくはマンション等々を建てたい」と積水側が購入の意思を示した。そして何と市総務部はギャラリーを平成19年12月末に閉鎖し、「1階部分」を水戸証券

その目的達成のためにB街区一括売却を決定した、飯島正明部長をはじめとする都市整備部彼らの「犯罪行為」は、市民資産の不適正な売却、という事実だけにとどまらない。そもそもなぜ東松山市は、そこまでして

積水に有利な決定を下しつづけるのか。いったい積水とは、東松山市の何なのだ？

最後にもう一つ、市と積水の常軌を逸したとしか思えない癒着を示す現在進行中のケースを紹介する。

「市民財産を議会にも諮らず勝手に私企業に売却……。これだけでもかなり「問題アリ」である。その結果、ギャラリー

の仮営業所にする「B街区の一階部分に水戸証券を同居させる」という2つの条件付きで、跡地をまるごと約2億円に積水側に随意売却したのである。

「市民財産を議会にも諮らず勝手に私企業に売却……。これだけでもかなり「問題アリ」である。その結果、ギャラリー

3億2千万円のペダストリアンデッキ。A街区1391・80㎡と、マンション地権者階床面積の合計337・65㎡の「デタラメ等価交換」。B街区一括売却による馬鹿げた「4億円の駐車場建設」。そしてギャラリー東松山跡地……。駅周辺整備計画事業をめぐる、いくつもの深刻な問題点はこれまで見てきたとおりだ。「積水」が東松山市に関わることで生じた市のマイナ

スは、ざっと見積もっても約4億6千万円（デッキ総工費＋A街区等価交換による損失）

は市立図書館展示室等に分散移転。市はギャラリー跡地に対する入札など行う必要もないまま、跡地はいつものまにか水戸証券東松山支店仮営業所と、積水のモデルルームに「化けて」しまったのだ。

しかしより重要な問題は、B街区計画が頓挫した事実そのものにある。そしてこのギャラリー跡地が現在、東松山市総務部・金子守総務部長らの大いなる悩みの種となっているのだ。先述の通り「B街区に水戸証券を同居させること」が、ギャラリー跡地売却に関する一大条件になっていたからである。ギャラリー跡地売却の際に市と積水側で取り交わされた契約書には「B街区が完了しない場合には契約自体を破棄する」旨が記されている。

ならば当然、東松山市は現在、積水側に対しギャラリー跡地の返還を求めなければならない立場にある。だが市は、積水に事実上「何も言えない」状態なのだ。貴重な市民財産を約2億で積水側に随意売却し、積水側の契約違反に目をつぶる東松山市……。「積水に何か弱みでも握られていないのでは」と疑わざるを得ない状況に、市は甘んじている。これは、もはや市による積水側への「利益供与疑惑」などというレベルではない。「犯罪」と呼ぶに値する市民への背信行為である。

東松山市は積水側に対し、直ちにギャラリー跡地を返還させなければならぬ。当然だ。東松山市議諸氏は「眠れる議員」であってはならない。ギャラリー跡地をめぐる市側の今後の対応を鋭意注視し、来る12月議会でのこの問題を徹底的に追及するのは、他ならぬ市議諸氏の義務である。

東松山市は「眠れる議員」であってはならない。ギャラリー跡地をめぐる市側の今後の対応を鋭意注視し、来る12月議会でのこの問題を徹底的に追及するのは、他ならぬ市議諸氏の義務である。

「ホテルの買い手に逃げられたからB街区は出来ません」などと平然と喋っているのける不良不適合業者・積水化学工業株など、東松山市に用はない。

本紙は今月号にて、駅周辺整備計画事業の隠された真相を暴露した。

東松山市議諸氏が来る12月議会でも追及すべき問題は、もはや明白だ。本紙は同計画の今後について鋭意注視する。

東松山市議諸氏が来る12月議会でも追及すべき問題は、もはや明白だ。本紙は同計画の今後について鋭意注視する。

東松山市はこの「デタラメ」「整備計画事業」を白紙に戻せ！

「ハイムグランデ東松山」建設を一時ストップさせ

積水化学工業株に損害賠償を請求せよ！

さらにB街区完成のあかつきには、単なる立体駐車場に4億円を投じる計算になるのだから、開いた口がふさがらない。これらの膨大なマイナスはすべて市民の税金。ギャラリー東松山跡地という市民財産も、市民にも市議会にも何の相談もないまま積水に随意売却。その積水の契約違反に、市の都市整備部も総務部も、何一つモノを言うことができない……。これが東松山市の現実である。

積水が東松山市をナメきっているのは明白だ。だが何故に、それでも東松山市は積水に便宜

返還を求めなければならない立場にある。だが市は、積水に事実上「何も言えない」状態なのだ。貴重な市民財産を約2億で積水側に随意売却し、積水側の契約違反に目をつぶる東松山市……。「積水に何か弱みでも握られていないのでは」と疑わざるを得ない状況に、市は甘んじている。これは、もはや市による積水側への「利益供与疑惑」などというレベルではない。「犯罪」と呼ぶに値する市民への背信行為である。

東松山市は積水側に対し、直ちにギャラリー跡地を返還させなければならぬ。当然だ。東松山市議諸氏は「眠れる議員」であってはならない。ギャラリー跡地をめぐる市側の今後の対応を鋭意注視し、来る12月議会でのこの問題を徹底的に追及するのは、他ならぬ市議諸氏の義務である。

「ホテルの買い手に逃げられたからB街区は出来ません」などと平然と喋っているのける不良不適合業者・積水化学工業株など、東松山市に用はない。

本紙は今月号にて、駅周辺整備計画事業の隠された真相を暴露した。

東松山市議諸氏が来る12月議会でも追及すべき問題は、もはや明白だ。本紙は同計画の今後について鋭意注視する。

東松山市議諸氏が来る12月議会でも追及すべき問題は、もはや明白だ。本紙は同計画の今後について鋭意注視する。

事業について、これまで本紙が述べてきた深刻な問題を徹底追及しなければならぬことは明らかだ。

市は12月議会において、積水のA街区単独開発継続を市議諸氏が承認するものと決めてかかっている。だからこそB街区中断宣言と同時に積水はマンション入居者の募集を始めたのだ。市がそれを許しているのだ。

12月議会の場で、東松山市側は平然とこう言うであろう。「ハイムグランデ東松山の件につきましては、完工間近であることと、すでに入居者も相当決まっておりますし、そうした状況を勘案し、市議会のご理解を得たいと考えております……」

市有資産をめぐる、市がもし市民の側に立脚せず、「積水の立場」ばかりを考える答弁に終始するのであれば、それは市議諸氏を馬鹿にしきついているからに他ならない。

市民など眼中にあらず、ひたすら積水にゴマをする東松山市に対し、市議諸氏は追及を緩めてはならない。

また、市は中途半端に進行している現在の駅周辺整備計画を、いったん白紙に戻せ。資金力と優れた技術を持つ業者を再選定せよ。

「ホテルの買い手に逃げられたからB街区は出来ません」などと平然と喋っているのける不良不適合業者・積水化学工業株など、東松山市に用はない。

本紙は今月号にて、駅周辺整備計画事業の隠された真相を暴露した。

東松山市議諸氏が来る12月議会でも追及すべき問題は、もはや明白だ。本紙は同計画の今後について鋭意注視する。



行政調査新聞では市民の皆様からの投書、投稿を募集しています。郷土・埼玉への建設的ご意見をお待ちしております

〒350-1103 埼玉県川越市霞ヶ関東 3-8-13
行政調査新聞社
TEL 049 (237) 5431 FAX 049 (237) 5432

170万人の読者が見ています！
ビッグニュースが盛り沢山
「インターネット行政調査新聞」
<http://www.gyouseinews.com/>